

発注概要書

入札参加者は、**令和5年9月15日付、大阪府公報に公告した大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業**（政府調達に関する協定関係）について、**この公告**のほか次の発注内容を確認すること。

また、「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）、「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業 入札心得」（以下「入札心得」という。）及び「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業 郵便入札心得」（以下「郵便入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

令和5年9月15日

記

1 発注の内容

発注年度	令和5年度
事業名称	大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業
事業概要	設計・建設業務 一式 公園管理業務 一式 魅力向上事業 一式
業務所管所属	都市整備部 八尾土木事務所
履行場所	八尾市西久宝寺、東大阪市大蓮南三丁目、大阪市平野区加美東六丁目
履行期間	（特定事業）設計・建設業務 : 令和10年5月31日まで 公園管理業務 : 令和7年4月1日から令和27年3月31日まで （附帯事業）魅力向上事業 : 令和27年3月31日まで
契約方式	債務契約（債務契約とは、地方自治法第214条で規定する債務負担行為を設定した複数年度にまたがる契約です。）
落札方式	総合評価一般競争入札 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の採用なし
予定価格	事前公表
提案限度額	設計・建設業務 1,567,156,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く） 公園管理業務 2,714,353,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
支払条件A1 （設計・建設業務に係る契約金額の約95%）	① 前払金 設計・建設業務に係る契約金額の40%に、③に示す割合を乗じた額（10万円未満切捨て） ② 部分払 令和6年度0回、令和7年度から令和9年度各1回、令和10年度0回 ③ 支払限度額割合 令和6年度0%、令和7年度約3%、令和8年度約29%、令和9年度約49%、令和10年度約14%
支払条件A2 （設計・建設業務に係る契約金額の約5%）	令和10年度から令和26年度までの間、割賦元金及び割賦金利※を合わせた額 ※割賦金利 令和10年度0.9%、令和11年度から令和26年度まで1.2% ただし、設計・建設業務における設計成果物及び工事目的物の引渡日を基準金利確定日とし、時点での割賦金利に変更を行うものとする。
支払条件B （公園管理業務に係る契約金額）	履行期間にわたり、会計年度を四半期に分割して支払う。
議会の議決	対象【大阪府議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決がなされた後、本契約となる。】
契約不適合責任期間	設計・建設業務について、事業契約書第29条第1項又は第2項に規定する、引渡しの日から2年
必要な火災保険等	建設工事保険等
建設リサイクル法	対象
4週8休工事 （建設業務）	4週8休対象工事（発注者指定型） ※建設現場における4週8休（週休2日）の取組みを参照すること。 https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html

2 発注スケジュール

入札説明書等の交付	交 付	令和5年9月15日（金）から
予定価格等の公表	公 表 時 期	
入札参加申請に対する質問及び回答	質 問 期 間	令和5年9月15日（金）から同年10月13日（金）まで （受付時間：午前10時から午後4時まで）
	提 出 方 法	様式集の「入札説明書等に対する質問書」にて電子メールにより送信する。 送信先 yaodoboku-g13@sbox.pref.osaka.lg.jp 電子メール送信後、8問合せ・書類提出先に電話で着信確認を行うこと。
	最終回答日	令和5年10月24日（火）
入札参加申請	申 請 期 間	令和5年11月1日（水）から同月2日（木）まで （受付時間：午前10時から午後0時15分まで及び午後1時から午後3時まで） 提出方法は、持参のみ
	確認の通知	令和5年11月10日（金） （受付時間：午後2時から午後3時まで） 大阪府八尾土木事務所から電子メールにより送付 電子メール受信後、8問合せ・書類提出先に電話で着信連絡を行うこと。
理由請求 （参加資格無し）	請 求 期 限	『入札説明書』に記載
現地見学会	実 施 日	令和5年9月26日（火） 実施時間：午前10時から午後0時15分まで及び午後1時から午後3時まで
	申 込 期 日	令和5年9月19日（火）から同月21日（木）まで 受付時間：午前10時から午後4時まで
	申 込 方 法	様式集の「現地見学会参加申込書」にて電子メールにより申し込む。 送信先 yaodoboku-g13@sbox.pref.osaka.lg.jp 電子メール送信後、8問合せ・書類提出先に電話で着信確認を行うこと
提出書類作成要領及び要求水準書等の交付	交 付	令和5年9月15日（金）から
入札説明書等※1に対する質問及び回答	質 問 期 間	第1回 令和5年10月16日（月）から同年11月2日（木）まで 受付時間：午前10時から午後4時まで 第2回 令和5年11月20日（月）から同年12月8日（金）まで 受付時間：午前10時から午後4時まで
	提 出 方 法	様式集の「入札説明書等に対する質問書」にて電子メールにより送信する。 送信先 yaodoboku-g13@sbox.pref.osaka.lg.jp 電子メール送信後、8問合せ・書類提出先に電話で着信確認を行うこと。
	最終回答日	第1回 令和5年11月17日（金） 第2回 令和5年12月22日（金）
事業計画書、入札書の提出	提 出 日	令和6年3月21日（木）から同月22日（金）まで 受付時間：午前10時から午後0時15分まで及び午後1時から午後4時まで 提出方法は持参のみ（入札書のみ、郵送での提出を受け付ける）
事業計画書のヒアリング	実 施 日	令和6年4月（予定） 詳細は大阪府八尾土木事務所 都市みどり課から別途通知します。
入札書の開札	開 札 日 時	令和6年3月25日（月）午前10時
	開 札 場 所	大阪府八尾土木事務所 所在地：〒581-0005 大阪府八尾市荘内町二丁目1番36号 入札者（応募者の代表企業）又はその代理人は開札への立ち会いが必要です。
入札結果の公表	公 表 時 期	入札結果の公表は落札者決定後に行います。 ※電話などによる入札結果の問合せには一切お答えできません。
落札者の提出書類	提 出 期 限	落札者のみ 大阪府八尾土木事務所から落札者である旨の連絡を受けた日の翌日午後4時まで（休日を除く。） 提出方法は、持参のみ
事業計画書等の返却		提出された事業計画書及び入札書は、返却しません。

※「休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項に規定する府の休日をいう。

<p>大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格名簿及び大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格登録者名簿への新規又は追加の登録申請 (「4 入札参加資格(設計業務)」「5 入札参加資格(建設業務)」に掲げる登録業種に登録がない場合)</p>	<p>1 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問合せ先 〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目 電話番号：06-6944-6644 大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ</p> <p>2 申請の方法 (1) 大阪府電子調達システム (https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html) において、必要な事項を入力し、送信する。 (2) 添付書類は、郵送し、又は持参する。</p>
---	--

3 入札参加資格(共通)

入札参加者は下記項目を全て満たしていること。

<p>入札説明書で示す参加資格</p>	<p>全て満たしていること。</p>
<p>入札参加者の構成</p>	<p>入札参加者の構成等は、以下に示すとおりとする。</p> <p>① 入札参加者は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社、一般社団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第2条第1号に規定する公益社団法人を含む。)、一般財団法人(公益法人認定法第2条第2号に規定する公益財団法人を含む。)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体(以下「法人等」という。)で構成するグループであること。</p> <p>② 入札参加者は、複数の法人等で構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)とし、入札手続きを代表して行う企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。また、代表企業は、本事業を遂行するうえで中心的な役割を果たす企業とする。なお、久宝寺緑地プール槽及びプール附帯施設(以下「新久宝寺緑地プール」という。)を建設する企業(以下「建設企業」という。)を代表企業とする場合で建設企業が複数あるときは出資比率が最大のものを代表企業とする。</p> <p>③ 入札参加者は、次の(ア)から(イ)までに掲げる企業で構成するものとし、参加グループを構成する企業(以下「構成員」という。)のうち、3 入札参加資格(共通)におけるその他資格のアからカまでの要件を満たす者は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができる。なお、2 発注スケジュールの日提出する、総合評価一般競争入札参加申込書及び資格審査資料(以下「入札参加申請資料」という。)に各企業の名称を記載しなければならない。</p> <p>(ア) 新久宝寺緑地プールを設計する企業(以下「設計企業」という。)</p> <p>(イ) 建設企業</p> <p>(ウ) 新久宝寺緑地プールの工事監理を行う企業(以下「工事監理企業」という。)</p> <p>(エ) 久宝寺緑地の維持管理業務を行う企業(以下「維持管理企業」という。)</p> <p>(オ) 久宝寺緑地の運営管理業務を行う企業(以下「運営管理企業」という。)</p> <p>(カ) 魅力向上事業を行う企業(以下「魅力向上事業実施企業」という。)</p> <p>④ ③にかかわらず、一の構成員が建設企業と工事監理企業を兼ねることは、認めない。また、工事監理企業は、次の(ア)から(イ)までのいずれにも該当しない者であることとする。</p> <p>(ア) 建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。</p> <p>(イ) 建設企業の資本総額の50%を超える出資をしていること。</p> <p>(ウ) 建設企業が発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。</p> <p>(エ) 建設企業が資本総額の50%を超える出資をしていること。</p>

	<p>(オ) 代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねていること。</p> <p>⑤ 落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために、株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立すること。なお、設立に当たっては次に掲げる(ア)から(ウ)までの要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア) 落札者となった構成員のうち代表企業及び運営管理企業は、必ずSPCに出資すること。</p> <p>(イ) 構成員のうちSPCに出資する企業（以下「構成企業」という。）による出資額の合計は、SPCへの出資総額の50パーセントを超えるものとし、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。</p> <p>(ウ) 構成企業は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。</p> <p>⑥ 2 発注スケジュールにおける入札参加申請資料の提出後においては、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、発注者の承認を条件として構成員（代表企業を除く）の変更又は追加ができるものとする。</p> <p>⑦ 構成員は、他の提案を行う参加グループの構成員（以下「他構成員」という。）になることはできないものとする。また、構成員は、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であることとする。</p> <p>(ア) 他構成員の発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。</p> <p>(イ) 他構成員の資本総額の50%を超える出資をしていること。</p> <p>(ウ) 他構成員が、発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。</p> <p>(エ) 他構成員が、資本総額の50%を超える出資をしていること。</p> <p>(オ) 代表権を有する役員が、他構成員の代表権を有する役員を兼ねていること。</p>
<p>その他の資格</p>	<p>構成員は、上記に掲げるもののほか、次のアからニまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 法人等でない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人等又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人等</p> <p>ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第29条第1項（同項第1号に係る部分に限る。エ及びオ(オ)において同じ。）の規定により公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。エ及びオ(オ)において同じ。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない法人等</p> <p>エ 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）がPFI法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人等の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人等として民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）で定めるものをいう。キにおいて同じ。）であった法人等で、その取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>オ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人等</p> <p>(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>(ウ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行</p>

- を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (オ) 公共施設等運営権者が法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの
 - (カ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの
- カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人等
- キ その者の親会社等がイからカまでのいずれかに該当する法人等
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ケ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- コ 府の区域内に事業所を有する者であって、府税に係る徴収金を完納していないもの
- サ 府の区域内に事業所を有しない者であって、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していないもの
- シ 消費税及び地方消費税を完納していない者
- ス 国内に事業所を有しない者であって、事業所の所在する国におけるコからシまでに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していないもの
- セ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による命令を受けている者
- ソ 建築士法第26条第2項の規定による命令を受けている者
- タ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- チ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- ツ 大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者以外のもので、大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるもの（2 発注スケジュールにおける入札参加申請の提出期間の末日において、同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、当該各号に定める期間を経過したと認められる者を除く。）
- テ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（クに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（クに掲げる者を除く。）
- ト 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為

	<p>の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等を行う。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）</p> <p>ナ 本件入札に係る事業について、府がアドバイザー業務を委託する企業又はその協力会社（以下「アドバイザー企業」という。）である者。なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、以下に示すとおりである。</p> <p style="padding-left: 40px;">株式会社 エイト日本技術開発 豊原総合法律事務所</p> <p>ニ 次の(7)から(オ)までのいずれかに該当する者</p> <p>(7) アドバイザー企業の発行済み株式の50パーセントを超える株式を所有している者</p> <p>(イ) アドバイザー企業の資本総額の50パーセントを超える出資をしている者</p> <p>(ウ) アドバイザー企業が発行済み株式の50パーセントを超える株式を所有している者</p> <p>(エ) アドバイザー企業が資本総額の50パーセントを超える出資をしている者</p> <p>(オ) 代表権を有する役員がアドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねている者</p>
<p>構成員が参加資格を喪失した場合の取扱い</p>	<p>入札参加申請資料の提出期限日から事業契約を締結するまでの間において、入札参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格若しくは落札者決定後は契約を締結しないことがある。ただし、発注者がやむを得ないと判断した場合は、入札参加者のうち代表企業を除く構成員の変更又は追加について認めることがある。</p>

4 入札参加資格（設計企業）

次の要件を全て満たしていること。ただし、次の(キ)の要件を満たす共同企業体（以下「設計共同企業体」という。）を結成する場合には、設計共同企業体が、（ア）から（カ）までの要件を満たしていること。

<p>登 録 業 種</p>	<p>(ア) 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名中「建設コンサルタント（造園）」及び「建設コンサルタント（施工計画、施工設備及び積算）」のいずれにも登録されている者であること又は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「造園部門」及び「施工計画、施工設備及び積算部門」のいずれにも登録をされている者であること。なお、登録を受けていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の認定を入札参加申請資料の提出締切日までに受けること。</p> <p>(イ) 建築士法第23条第1項に規定により、一級建築士事務所の登録（同条第3項の更新の登録を含む。）を受けていること。</p>
----------------	--

参加可能対象者	<p>(ウ) (ア)の要件を満たすものが、平成25年4月1日から入札参加申請資料の提出期間の末日までに、元請として完成・引渡が完了した、都市公園の新設又は改修に係る設計に係る業務実績を有する者であること。</p> <p>(エ) 設計企業と直接的な雇用関係があり、かつ、次のaからcまでのいずれかの要件を満たす者を管理技術者として配置することができること。ただし、事業者の事業計画における主たる工事が、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）の場合は、次のdの要件を満たす者を管理技術者として配置することができること。</p> <p>a 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（以下「技術士」という。）のうち、その登録を受けた技術部門が建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設—都市及び地方計画」とするものに限る。）である者</p> <p>b シビルコンサルティングマネージャ[RCCM]（登録部門が「造園」に限る。）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者</p> <p>c 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「造園」に限る。）</p> <p>d 一級建築士の資格を有する者</p> <p>(オ) (エ)のaからcまでのいずれかの要件を満たす者を照査技術者として配置することができること。</p> <p>(カ) (エ)のdの要件を満たす者を担当技術者として配置することができること。ただし、事業者の事業計画における主たる工事が建築一式工事の場合は、(エ)のaからcまでのいずれかの要件を満たす者を担当技術者として配置することができること。</p> <p>(キ) 設計共同企業体の結成に当たっては、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>a 設計共同企業体の構成員数は、2者であること。</p> <p>b 設計共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大である者であること。</p> <p>c 1構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。</p>
---------	--

5. 入札参加資格（建設企業）

次の要件を全て満たしていること。ただし、次の(カ)の要件を満たす共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を結成する場合にあっては、建設共同企業体が(ア)から(オ)までの要件を満たすこと。

登録業種	<p>(ア) 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事（以下「土木一式工事」という。）及び建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）中「土木一式工事」及び「建築一式工事」のいずれにも登録をされていること。ただし、事業者の事業計画における主たる工事が土木一式工事の場合は、土木一式工事の監理技術者を、事業者の事業計画における主たる工事が建築一式工事の場合は、建築一式工事の監理技術者を専任で配置すること。なお、登録者名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の認定を入札参加申請資料の提出締切日までに受けること。</p>
参加可能対象者	<p>(ウ) 土木一式工事及び建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果の総合評定値（以下「経営事項審査点数」という。）が、1,000点以上であること。また、事業者の事業計画における主たる工事が土木一式の場合は、土木一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上、主たる工事が建築一式工事の場合は、建築一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任</p>

	<p>で配置することができること。なお、監理技術者は、入札参加申請時点において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある者であること。ただし、事業者の事業計画における主たる工事が土木一式工事の場合は、土木一式工事の監理技術者を、事業者の事業計画における主たる工事が建築一式工事の場合は、建築一式工事の監理技術者を専任で配置すること。また、現在、他の工事に従事している場合にあっては、工事着手の日までに当該工事に配置することができること。</p> <p>(オ) 土木一式工事の監理技術者を配置する場合は、建築一式工事に係る監理技術者証を有する主任技術者又は担当技術者を専任で配置することができること。また、建築一式工事の監理技術者を配置する場合は、土木一式工事に係る監理技術者証を有する主任技術者又は担当技術者を専任で配置することができること。</p> <p>(カ) 建設共同企業体の結成に当たっては、次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 建設共同企業体の構成員数は、2者であること。 b 建設共同企業体の全ての構成員が、土木一式工事又は建築一式工事について、大阪府建設工事一般競争（特定調達契約）入札参加資格の認定を受けていること。 c 建設共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、土木一式工事について建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。また、少なくとも1者は、建築一式工事について建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。 d 建設共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、土木一式工事について経営事項審査点数が1,000点以上であること。また、少なくとも1者は、建築一式工事について経営事項審査点数が1,000点以上であること。また、事業者の事業計画における主たる工事が土木一式の場合は、土木一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上、主たる工事が建築一式工事の場合は、建築一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上であること。 e 1構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
<p>経営事項審査の審査基準日</p>	<p>「土木一式工事」及び「建築一式工事」について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が令和4年8月25日以降の日であること。</p> <p>ただし、参加資格確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを、落札者である旨の連絡を受けた場合に提出すること。</p>

6 入札参加資格（工事監理企業）

次の要件の全てを満たしていること。

<p>登録業種</p>	<p>建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録（同条第3項の更新の登録を含む。）を受けていること。</p>
<p>参加可能対象者</p>	<p>工事監理企業と直接的な雇用関係があり、かつ、一級建築士の資格を有する主任監督員を重点監理として配置することができること。なお、国土交通省が定める技術者の職種区分における技師C以上の業務経験年数を有する監督員を重点監理として現場に配置し、主任監督員がこの監督員を統括指導して工事監理業務を行う場合も可とする。</p>

7 入札参加資格（維持管理企業及び運営管理企業）

維持管理企業及び運営管理企業のいずれかが、次の要件の全てを満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合にあつては、そのうち1者が次の要件の全てを満たしていること。

登録業種	特に無し
参加可能対象者	<p>(ア) 次の a 又は b のいずれかの要件を満たす総括管理責任者を専任で配置することができること。</p> <p>a 都市公園における管理責任者又は副管理責任者として1年以上の実務経験を有する者</p> <p>b 公園管理運営士の資格を有する者</p> <p>(イ) 次の a 又は b のいずれかの要件を満たす必置技術者を専任で配置することができること。</p> <p>a 技術士のうち、その登録を受けた技術部門が建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）である者</p> <p>b 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の資格を有する者</p>

8 問合せ・書類提出先

大阪府八尾土木事務所都市みどり課
 所在地：〒581-0005 大阪府八尾市荘内町二丁目1番36号
 （大阪府中河内府民センタービル2階）
 電話番号：072-994-1515（代表）

【 交付書類一覧表 】

	書類名称	交付方法	ファイル形式	
入札説明書等	1-1 発注概要書	ホームページからダウンロード	Microsoft Word形式	
	1-2 入札説明書			
	1-3 入札心得、郵便入札心得			
要求水準書等	2-1 基本協定書（案）		ホームページからダウンロード	又は
	2-2 事業契約書（案）			Microsoft Excel形式
	2-3 要求水準書			又は
	2-4 要求水準書添付資料			Adobe Acrobat PDF形式
提出書類作成要領等	3-1 提出書類作成要領	ホームページからダウンロード	Adobe Acrobat PDF形式	
	3-2 落札者決定基準			
様式集	4-1 様式集			

【 提出書類一覧表 】

1. 入札参加申込時に提出するもの

書類等名称	備考						
総合評価一般競争入札参加申込書	様式3-1						
グループ構成員一覧表	様式3-2-1						
グループ構成員の主な業務分担表	様式3-2-2						
委任状（代表企業）	様式3-2-3						
設計企業の設計業務実績調書	様式3-3-1						
設計実績を確認できる書類（写し）	テクリス登録証又はパブディス登録証 ただし、上記登録証の内容で設計内容が確認できない場合、契約書、設計書、図面、特記仕様書等						
配置技術者調書（設計業務）	様式3-3-2 配置予定技術者調書（管理技術者）						
	様式3-3-2 配置予定技術者調書（照査技術者）						
	様式3-3-2 配置予定技術者調書（担当技術者）						
配置技術者（設計業務・工事監理業務）の照合が可能な書類（写し）	<p>(1) 資格を確認する書類 入札説明書を参照の上、設計業務及び工事監理業務に従事する以下の配置技術者の資格に関する書類を提出すること。 ①管理技術者 ②照査技術者 ③担当技術者</p> <p>(2) 雇用関係を確認する書類 健康保険被保険者証等 ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とします。 ※健康保険被保険者証等の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>マスキング項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>・保険者番号 ・被保険者等記号・番号</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>・被保険者整理番号 ・基礎年金番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※健康保険被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても、同様にマスキングを施してください。 ※全ての配置技術者について必要です。</p>	書類	マスキング項目	健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号
書類	マスキング項目						
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号						
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号						
建設企業の参加資格要件に関する書類							
経審点を確認できる書類（写し）	経営規模等評価結果通知書						
配置技術者調書（建設業務）	様式3-4-1（監理技術者）						

<p>配置技術者（建設業務）の照合が可能な書類（写し）</p>	<p>(1) 資格を確認する書類 入札説明書を参照の上、建設業務に従事する監理技術者の資格に関する以下の書類を提出すること。 ・ 監理技術者資格証 ・ その他入札説明書で求める資格を証明する書類等</p> <p>(2) 様式3-4-2 監理技術者等の専任性を確認調書 建設業許可の申請・変更等の届出時の下記書類 ・ 「経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）」の副本 ・ 「専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）」の副本 直近の届出が平成27年3月31日以前の場合は、「専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2）」の副本</p> <p>(3) 3ヶ月以上の雇用関係を確認する書類 健康保険被保険者証等 ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とします。 ※健康保険被保険者証等の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。</p> <table border="1" data-bbox="703 779 1430 954"> <thead> <tr> <th>書類</th> <th>マスキング項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td>・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書</td> <td>・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※健康保険被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても、同様にマスキングを施してください。 ※全ての配置技術者について必要です。</p>	書類	マスキング項目	健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
書類	マスキング項目						
健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号						
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号						
<p>工事監理企業の参加資格要件に関する書類</p>							
<p>配置予定技術者調書（工事監理業務）</p>	<p>様式3-5-1</p>						
<p>配置予定責任者調書</p>	<p>様式3-2-7 最高事業責任者調書</p> <p>様式3-6-1 配置予定責任者調書兼 業務経験証明書（総括管理責任者）</p> <p>様式3-6-7 必置技術者調書</p> <p>(1) 資格を確認する書類 要求水準書を参照の上、以下の配置技術者に関する書類を提出すること。 ①事業総括責任者 ・ 要求水準書に示す実務経験を有していることを証明する契約書等の書類又は公園管理運営士登録証 ②必置技術者等 ・ 甲種防火管理者資格の証明書等 ・ 造園施工管理技士（1級・2級）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画） ・ 造園技能士資格の証明書等（必要に応じて） ・ 公園管理運営士の証明書等（必要に応じて） ・ 体育施設管理士の証明書等（必要に応じて） ・ ビオトープ管理士の証明書等（必要に応じて） ・ 第三種電気主任技術者の証明書等 ・ 第一種電気工事士の証明書等 ・ 危険物取扱者（甲種4級）の証明書等</p>						

	<p>大阪府の各種競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は以下の書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局が発行する商業・法人登記の「登記（履歴又は現在）事項全部証明書」 ・大阪府内に事業所を有する場合は「府税（全税目）の納税証明書」 ・大阪府内に事業所を有しない場合は「本店管轄の都道府県税の納税証明書」 ・本店管轄の税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）」（その3の2、その3の3でも可） ・「貸借対照表・損益計算書」※連結決算の場合は単体分が必要
配置技術者の照合が可能な書類（写し）	
入札説明書で示す共通の参加資格を確認する書類	

2. 事業計画書

書類等名称	備考
事業計画書	様式5-2-1 事業計画書作成要領参照

3. 入札書

書類等名称	備考
入札書	様式4-1
委任状	必要に応じて
業務費内訳書 1（設計・建設業務）	様式4-2-1
業務費内訳書 2（管理運営業務）	様式4-2-2

4. 落札者の提出書類

書類名称	備考
誓約書	様式3-2-6 必ず提出してください。
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	必ず提出してください。

大阪府八尾土木事務所から落札者である旨の連絡を受けた日の翌日（休日を除く。）の午後4時までに、8 問合せ・書類提出先に持参してください。

なお、指定した日時までに提出しない者の入札は無効となりますので、注意してください。

入札参加資格登録をされている皆様へ

入札契約制度等に関するお知らせ

本入札に関する各種お知らせを以下に示しますので、下記リンクより確認してください。

- ・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について（R2.12） [（表示）](#)
- ・大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化について（R3.12） [（表示）](#)
- ・下請契約・資材調達等における府内業者への配慮について（H20.11） [（表示）](#)
- ・労働関係法令の遵守（R4.10） [（表示）](#)
- ・建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について（H29.11） [（表示）](#)
- ・社会保険等未加入対策の取組強化にかかる具体的な手続きについて（R5.3） [（表示）](#)
- ・予定価格に含まれる法定福利費概算額について（R4.5） [（表示）](#)
- ・府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について（R4.12） [（表示）](#)